

令和6年 3 月 1 日

各指定給水装置工事事業者 様

福島市水道事業管理者

清 野 一 浩

(公印省略)

## 水道メーター出庫受付・交付業務等の変更について(通知)

日頃より、本市水道事業につきましては、特段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、給水課の窓口混雑解消対策として、下記のとおり水道メーター出庫受付及び交付、撤去メーター返納に係る業務を、令和6年4月1日より水道料金お客さまセンター(第一環境棟)に業務を委託することといたしました。

つきましては、スムーズな業務移行に努めてまいりますので、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

### 記

#### 1. 変更する業務 ①水道メーター出庫受付・交付業務 ②撤去メーター返納受付等業務

変更前) 給水課 給水検査係

変更後) 『水道料金お客さまセンター』 福島市小倉寺字赤坂 12(旧渡利浄水場)  
TEL 024-526-0735(代表)

#### 2. 変 更 日 令和6年4月1日より

※3月中に予約した分も4月1日からはお客さまセンター交付となります。

#### 【注意事項】

◎メーター出庫受付・交付について、φ13・20 mmは交付日の3営業日前までに予約すること。

(受付時間:午前 9 時～午後4時/受取り:午前11時まで/詳しくは HP 講習会資料参照)

◎φ25mm以上のメーターが必要になる場合は、給水装置工事申請時に出庫予定時期を協議し、出庫日の2週間以上前に給水検査係と打合せを行ったうえで予約すること。

◎提出書類について、新設の場合は「水道使用申込書」、増減径・再使用の場合は「水道使用異動届」、権利移転による再使用の場合は「水道使用申込書」の提出となります。(用紙を間違えないこと)また、書類の押印について、印字・ゴム印の場合は必要です。(自署の場合は不要)

◎撤去メーターはきれいに洗って返納すること。

◎「しゅん工検査」「分岐工事」「断水」等の申込みは、給水検査係となります。

担当:福島市水道局給水課 給水検査係

TEL:024-535-1128(内線 7724)